

# 国有林野の貸付等に関する対象者の拡大

- (平成27年2月27日付け26林国業第105号林野庁長官通知)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

国有林を林業に使う目的での貸付・使用の対象は、所在する地域の住民や住民が組織する団体に限定

### 特例措置

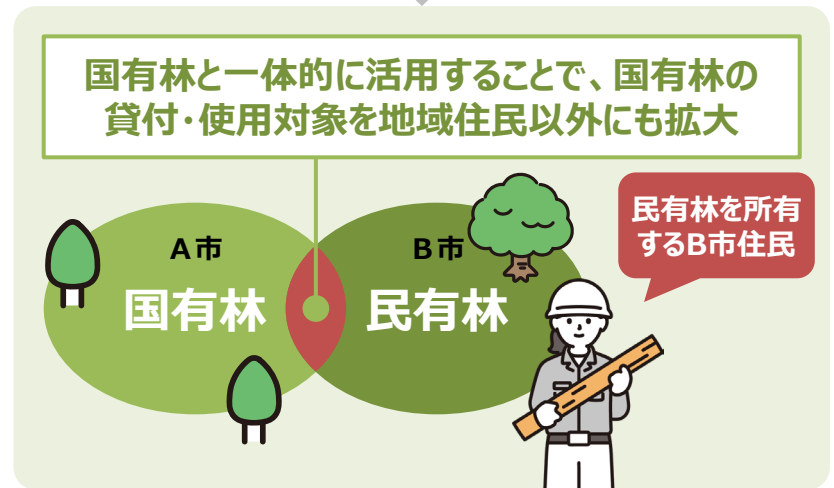
用途を林業に限定した上で、対象を地域住民等に加え、民有林と国有林を一体的に活用し、経営を効率化させようとする者に拡大

### 効果

民有林の経営規模の拡大による地域の産業振興を後押し

## 規制改革の概要

- 貸付・使用の対象は、所在する地域住民等に限定



国有林と一体的に活用することで、国有林の貸付・使用対象を地域住民以外にも拡大

民有林と国有林を一体的に活用した林業経営の展開